

11月25日～12月1日

「犯罪被害理解促進期間」

山口県では、みんなで犯罪被害について考え、犯罪被害を受けた方などが置かれている状況について理解し、支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。



私が命のはかなさを知ったのは中学3年生の冬でした。

雪が舞う寒い冬の日の夜明け前、私の兄は19歳という若さで亡くなりました。社会人1年目だった兄は、夜勤の帰り道にトラックとの衝突事故で帰らぬ人となりました。

警察署で兄に会ったとき、頭が真っ白になり何も言葉が出ませんでした。突然のことで、頭では分かっているはずなのに受け止められない自分がいました。ただ心の中で「これは夢だ。何かの間違いだ。」と繰り返していたことを覚えています。

命がそんなに簡単に消えてしまうとは思っていませんでした。当たり前存在が当たり前でなくなる。それがどんなにつらいことか身に染みて感じました。

兄は、私に命について考えるきっかけをくれました。命は、私たちが考えている以上にはかなく、簡単に消えてしまうものです。だからこそ、今この一瞬を後悔しないように大切に生きていきたいと思います。与えられた命を精一杯生きること。それが私たちの務めです。

もし、もう一度だけ兄に会えるなら「ありがとう。お兄さんの妹で本当に良かった。」と心から伝えたいです。

全文はこちら



第6回命の大切さを学ぶ教室 全国作文コンクール 国務大臣・国家公安委員会委員長賞 受賞作品

(当時)山口県立下松高等学校2年 番田彩音さん「兄が教えてくれたこと」から抜粋

みんなで考えよう、犯罪被害



©山口県

山口県犯罪被害者等支援推進協議会

事務局：山口県県民生活課/山口県警察本部警察県民課

山口県では山口県犯罪被害者等支援条例で
11月25日から12月1日を「**犯罪被害理解促進期間**」と定めています

山口県犯罪被害者等支援条例

目的

- 犯罪被害者等の権利利益の保護
- 県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現



県の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定・実施すること
市町との連携に努めること

県民の責務

犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深め、二次的被害が生じないように配慮すること

事業者の責務

犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深め、労働環境を整備するとともに二次的被害が生じないように配慮すること

犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害に遭われた方や御家族、御遺族は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、

- 被害に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職・転職等による経済的困窮
- 周囲の人々の無責任なうわさ話や取材、報道によるストレス、不快感など、被害後に生じる様々な問題（二次的被害）に苦しめられています。

わたしたちにできること

犯罪被害は、決して他人事ではありません。

誰もが犯罪被害に遭う可能性があること、犯罪被害に遭われた方々が置かれている状況を理解し、相手の立場に立った言動を心がけましょう。

山口県犯罪被害者等支援推進協議会とは

県、県警察、県内の全市町等で構成される、犯罪被害者等支援を推進するための協議会で、広報啓発活動や、相談窓口の充実・強化等に取り組んでいます。

問い合わせ先(山口県県民生活課) ☎ 083-933-2619



条例の全文や相談窓口に関する情報はこちら